

議案提出書

件名 地方自治法改正に係る「国の補充的な指示」の適切な制度運用を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、長野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月27日

長野市議会議長 西沢利一様

提出者 長野市議会議員 金沢敦志

賛成者 長野市議会議員 西脇かおる

同 北沢哲也

同 内藤武道

同 浅川徹

同 宮崎治夫

同 山崎昭夫

同 鈴木洋一

地方自治法改正に係る「国の補充的な指示」の
適切な制度運用を求める意見書（案）

令和5年末の第33次地方制度調査会のポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申を受け、政府は第213回通常国会に地方自治法の一部を改正する法律案を提出し、衆・参両院において可決され、成立しました。この改正で新たに設けられた第14章では、大規模災害や感染症まん延など国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合、個別法に規定がなくとも「国の補充的な指示」として、自治体に必要な指示を行うことができるの特例が規定されています。

この地方自治法の一部を改正する法律には、全国知事会から提言された「事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと」や「目的を達成するために必要最小限のものとする」ことを盛り込んだ衆・参両院の総務委員会の附帯決議が付されております。

全国知事会は法の成立を受け「国の補充的な指示」が現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように求めています。

私たちは、2020年から始まった新型コロナウイルス感染症や今回の能登半島地震などを通して、国から地方への一方向の指示や介入ではなく、現場の具体的な情報や自治体の取組と、それを様々な側面から支える国との協働や対等な議論こそ、有効な対策を進める力になってきたことを経験しています。

今回の法改正は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方の関係について法律上明確化するものですが、2000年の地方分権一括法で明確にされた「国と地方は対等」「国の関与は必要最小限とし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない」とする考えは、決して崩してはなりません。

よって、国と地方自治体の対等な関係を維持・発展させる観点から、地方自治法の「国の補充的な指示」については、広く全国の地方自治体関係者の声を聞きながら、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえて制度を適切に運用するよう求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月28日

内閣総理大臣
総務大臣 宛

長野市議会議長 西 沢 利 一